

ルールとマナーは あなたや大切な人を守ります！

傘差し運転等の禁止

運転中の携帯電話使用等の禁止



傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、自転車等を運転しないこと。

自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

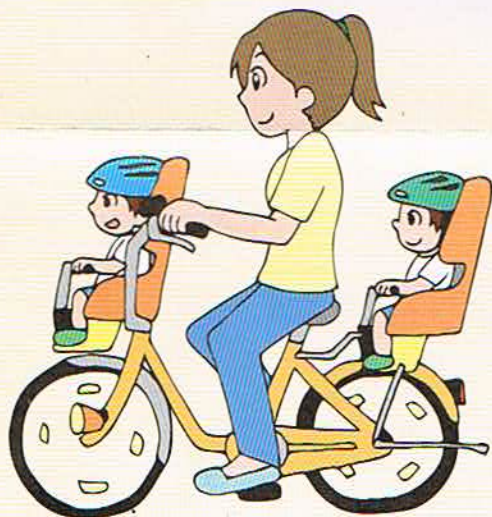
児童・幼児の保護者の皆様へ

●子どもにはヘルメットをかぶらせましょう。

児童・幼児の保護者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

●幼児2人同乗用自転車を安全に利用しましょう。

東京都道路交通規則の一部改正により、平成21年7月1日から16歳以上の運転者が安全基準を満たした「幼児2人同乗用自転車」を運転する場合は、その幼児用座席に幼児（6歳未満の子ども）2人を乗車させることができるようになりました。



幼児2人同乗用自転車は、JIS、BAA、SGなど、自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使用するようにしましょう。

BAAマーク



SGマーク



幼児2人同乗用自転車等の表示



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁